# あなたの「好き」で、できること!!

人と一緒に
何かしたい

好きなことや
得意なことがある

令和4年度
加古川市協働のまちづくり推進事業

# 提案募集！

まちや社会を
良くしたい

地域や人の
役に立ちたい

**補助額**
**最大100万円**
補助率：50%～100%
※区分により異なります

**事前相談期間** ※必須

令和3年 10/25(月)～12/17(金)

**本提出期間**

令和4年 2/7(月)～2/18(金)

**提案・お問い合わせ**

加古川市 市民活動推進課（新館3階）
TEL：079-427-9764
FAX：079-441-7161

# 目次

1. 協働のまちづくり推進事業とは. . . p1

2. 提案できる団体. . . p1

3. 提案できる事業. . . p2

4. 補助金額と要件. . . p3

5. 補助対象経費. . . p6

6. 補助対象外経費. . . p8

7. 補助金額の算出方法. . . p8

8. 事業全体のスケジュール(予定). . . p9

9. 提案書の提出. . . p10

10. 検討の方法. . . p11

11. 事業実施にあたっての留意事項. . . p12

12. その他. . . p13

13. よくある質問(Q&A). . . p14

## 1. 協働のまちづくり推進事業とは

加古川市では協働によるまちづくりを進めており、町内会・自治会（以下「町内会」という）、市民活動団体、事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの特徴を生かして一緒にまちづくりに取り組むことを目指して、『協働のまちづくり推進事業』を実施しています。

この事業では、令和３年度に社会一般の利益を目的とした事業の提案を募集し、令和４年度にその事業にかかる経費の一部を補助することで、団体のみなさんを応援します。

今回募集する事業提案は令和４年度に実施する事業であり、令和４年度予算の成立を前提として募集するものです。予算が成立しなかった場合など、補助金交付事業を実施しないこともありますので、ご理解のうえご提案ください。

## 2. 提案できる団体

### 地域協働型・スタート応援型（一般枠）・テーマ設定型・課題解決型

次の①～⑦の要件を全て満たす団体を対象とします。

① ５人以上の会員が提案事業に関与し、実際に活動を行っている団体
② 団体の運営に関する規約や定款などを定めている団体
③ 継続的な活動をしている又は活動していく見込みの団体
④ 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
⑤ 暴力団及び暴力団員等が関与しない団体
⑥ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的としない団体
⑦ 営利活動を目的としない団体（※）
※テーマ設定型・課題解決型は営利活動を目的とする団体も対象となります。

### スタート応援型（学生枠）

次の①～⑥の要件を全て満たす団体を対象とします。

① ５人以上の学生のみで構成される団体
② 団体の運営に関する規約や定款などを定めている団体
③ 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
④ 暴力団及び暴力団員等が関与しない団体
⑤ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的としない団体
⑥ 営利活動を目的としない団体

★１団体が提案できる事業は、補助の区分に関わらず１年度につき１提案です★
（団体の構成員のうち３分の１以上が同じ団体は、同一団体とみなします）

## 3. 提案できる事業

### 地域協働型・スタート応援型（学生枠）・テーマ設定型・課題解決型

次の①～③の要件を全て満たす事業を対象とします。

① 社会一般の利益を目的とする事業

② 事業の主な効果が加古川市内で生じる事業

③ 令和４年４月１日～令和５年３月 31 日の期間に実施する事業

### スタート応援型（一般枠）

次の①～⑤の要件を全て満たす事業を対象とします。

① 社会一般の利益を目的とする事業

② 事業の主な効果が加古川市内で生じる事業

③ 団体が「新たに開始する」又は「開始して間もない」事業（※）

④ 令和４年４月１日～令和５年３月 31 日の期間に実施する事業

⑤ 令和４年度から３年間の事業計画を策定している事業

※「新たに開始する」又は「開始して間もない」事業とは…？

次の①～③のいずれかに該当する事業を指します。

① 新たに立ち上げる又は立ち上げて３年未満の団体が実施する事業
なお、団体の名称が変更されていても、構成員の３分の１以上が同じ人で構成された団体の場合、同一団体とみなし、新たに立ち上げた団体とみなしません。

② 既存の団体がこれまでと異なる分野や活動内容で新たに開始する又は活動を開始して３年未満の事業

③ 既存の団体がこれまでの活動拠点に加えて、新たに活動の拠点を増加させて実施する事業
（事業の実施年数は、令和４年４月１日を基準日とします。）

注意

「３．提案できる事業」の要件を全て満たしている場合でも、次の①～④のいずれかに当てはまる事業は対象外です。

① 加古川市（外郭団体を含む）から委託や他の補助金などを受ける事業
※本補助金の交付決定後に加古川市（外郭団体を含む）から委託や他の補助金を受けることになった場合は、補助金の交付決定を取り消します。

② 営利を目的とする事業

③ 個人の趣味的な活動や共益的・互助的・親睦的な事業

④ その他公序良俗に反する等、補助事業として適当でないと認められる事業

## 4. 補助金額と要件

### 地域協働型

地域の課題解決のために多様な主体と連携して取り組む事業を支援するため、地域団体（町内会・ＰＴＡなど、地縁による団体）や市民活動団体を対象に、必要な経費を補助します。

上限３０万円　補助率５０％

＊地域団体が申請する場合は、市民活動団体や他の地域団体と協働すること

＊市民活動団体が申請する場合は、地域団体と協働すること

（例）町内会と防災団体が協働で実施する救命講習や防災訓練

町内会が民間事業者と協働で地域防災マップを作成する事業

### スタート応援型（一般枠）

市民活動団体が新たに取り組む事業を支援するため、活動をはじめて３年未満の事業を対象に、必要な経費を補助します。

上限５０万円　補助率５０％

＊同一事業への補助金交付は最大２回まで

補助金交付が終了したら、団体の自己資金で事業を継続して実施いただくようお願いします。

### スタート応援型（学生枠）

学生のまちづくり活動を支援するため、学生で構成される団体が取り組む事業に必要な経費を補助します。

上限２０万円　補助率１００％

＊学生のみで構成されていること

### テーマ設定型

市が目指す「加古川河川敷を活かした新たな賑わいづくり」の主旨に沿って実施する事業に必要な経費を補助します。

上限１００万円　補助率１００％

＊詳細は次のページ

### 課題解決型（行政提案枠）

市が指定する課題を解決するために実施する事業に必要な経費を補助します。

上限１００万円　補助率５０％

＊市が指定する課題は次のページ

### 課題解決型（団体提案枠）

団体が提案する市の総合計画に合致する事業に必要な経費を補助します。

上限１００万円　補助率５０％

＊同一事業への補助金交付は最大３回まで

＊市の担当課が提案事業を応援し、提案団体と協働すること

（提案団体による単独での実施は対象外となります）

## テーマ設定型

市が目指す
「加古川河川敷を活かした新たな賑わいづくり」とは・・・

加古川市は、加古川駅から歩いて行ける河川空間を、「ひと」がやすらぎ「まち」がにぎわい「自然」で憩える“ウェルネス都市加古川”の快適拠点として整備し、回遊性ネットワークとして形成することを目指しています。また、加古川の河川空間を、川面を眺め風に吹かれながらの出会い、楽しみ、発見がある新たな日常空間として、市民と共有したいと考えています。

そこで、魅力的な賑わい空間の創出を目的として、加古川河川敷が有するポテンシャルとロケーションを活かし、市民が楽しめるイベント等を実施する事業を応援します。

［エリア］

左岸：ＪＲ南側堤防天端から加古川バイパスまでのエリアをメイン会場として想定

※詳しくは、事前相談時にお尋ねください。

ご提案いただいた内容は、河川管理者と協議のうえ、決定しますので、内容によっては実現が難しい場合も想定されます。しかしながら、先駆的なアイデアによる幅広いご提案をお待ちしていますので、お気軽にご相談ください。

## 課題解決型（行政提案枠）

次の項目は、市の担当課において提案を求めたいテーマや事業等の一覧です。

### １．子どもたちに食と居場所を提供する「子ども食堂」の立ち上げ、運営　　協働先：家庭支援課

「子ども食堂」は、子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する場所です。子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供する地域の居場所として、また、親子や地域の人々のつながりを深める場として、さらに地域で子どもたちを見守るという意識の醸成が図られる場として、その役割が期待されています。

子ども食堂を立ち上げたいと考えている団体や、すでに子ども食堂を運営している団体を応援します。

### ２．「シニアボランティア等による子育て世代の支援」の実現

協働先：こども政策課

高齢者世代を中心としたシニアボランティア等が、地域の子育て世代の支援のため、託児を行う事業を応援します。

例）シンデレラサービス

子育て中で、自分の時間がなかなか持てない子育て世代の方がリフレッシュできるように、シニアボランティア等が託児を行い、子育て世代の方にシンデレラタイム（※）をプレゼントする。

※シンデレラタイム

子育て中の人が、子どもを幼稚園等に預けている間、一人でリフレッシュできる時間。

### ３．障がい者スポーツを楽しむ場づくり

協働先：スポーツ・文化課

スポーツを通じて豊かな生活を営むため、すべての人がスポーツに参画できる機会を確保しなければなりません。そのためには、障がいの有無にかかわらず身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりが必要です。

しかし、本市では市内を拠点として活動する障がい者スポーツ団体等が少ないのが現状です。

いつでも、だれでも、どこでも気軽に障がい者スポーツを楽しむ「場」ができるよう、地域で障がい者スポーツを普及しようとする活動を応援します。

## 5. 補助対象経費

下表に掲載されているもののうち、提案事業にかかる直接的な経費のみを対象とします。
※どの区分に該当するか不明な費用は、必ず事前にお問合せください。

| 区　分 | 対象となるもの | 対象とならないもの | 条件 |
|---|---|---|---|
| 報 償 費 | ・講演会やイベント等の講師への謝礼 | ・団体構成員への支払い | テーマ設定型・課題解決型のみ対象 |
| 交 通 費 | ・団体の活動拠点（事務所の所在地）から、市内の活動場所への移動に係る経費<br><br>・補助事業の当日または団体構成員以外の者との打合せ等に必要な移動に係る経費<br><br>※　次頁の「交通費の詳細について」を参照してください。 | ・団体構成員だけで活動する際の経費<br>・市外への移動に関する経費 | スタート応援型（学生枠）のみ対象 |
| 消耗品費 | ・文房具、コピー用紙、インク、ファイル、新型コロナウイルス感染症対策としての消毒液など、１品３万円未満の物品 | ・食品、食材<br>※　課題解決型（行政提案枠１）は、子ども食堂で提供する食事のために調理、加工して使用する食材を対象経費として計上できます。<br><br>・団体構成員の勉強用の資料など、事業の中で直接使用しないもの<br>・個人所有となるもの | |
| 燃 料 費 | ・事業で使用する草刈機や発電機等の燃料 | ・移動目的に使用する燃料<br>※　スタート応援型（学生枠）のみ、交通費として計上できます。 | |
| 印刷製本費 | ・パンフレット、チラシ、ポスターなどの印刷代 | ・団体紹介や活動報告など、団体の運営に関する印刷物 | 補助金の助成事業であることが明記されていないものは、補助対象外 |
| 通信運搬費 | ・切手代、郵送代 | ・電話代<br>・インターネット使用料 | 事業のために使用したと判断できないものは、補助対象外 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保 険 料 | ・イベント保険やボランティア保険の掛金 | | |
| 委 託 料 | ・会場設営や警備などの専門業務や資格等が必要な業務の委託料 | ・事務所の管理委託などの一般業務の委託料 | テーマ設定型・課題解決型の場合 |
| 委 託 料<br>使 用 料<br>賃 借 料 | ・資格や免許が必要な業務の委託料 | ・会場設営や警備などの専門業務の委託料<br>・事務所の管理委託などの一般業務の委託料 | 地域協働型・スタート応援型の場合 |
| | ・会場使用料<br>・器材使用料 | ・事務所などの家賃に相当するもの<br>・経常的に使用する機器の使用料 | |
| 備品購入費 | ・１品３万円以上の物品 | ・カメラ、パソコン、机など、事業以外にも団体が経常的に使用する物品 | スタート応援型・テーマ設定型のみ対象 |
| その他 | ・上記の区分にあてはまらない経費で、市長が特に認めたもの | | 事前に相談してください。 |

## 交通費の詳細について 【スタート応援型(学生枠)のみ】

| 移動の方法 | 対象となる経費 | 備考 |
|---|---|---|
| 自家用車、バイク等<br>団体構成員所有の交通用具 | ・ガソリン代<br>・駐車場代（必要最小限の台数）<br>・駐輪場代 | ・ガソリン代は１㎞あたり37円として計算する<br><br>・施設等に無料駐車場がある場合は、そちらを優先して使用すること |
| レンタカー等 | ・レンタカー等の賃借料<br>・ガソリン代<br>・駐車場代（必要最小限の台数）<br>・駐輪場代 | |
| バス・電車 | ・バス、電車の運賃 | |
| その他 | | 必ず事前に相談してください。 |

## 6. 補助対象外経費

次に該当する経費は全て対象外経費になります。

・支出の内容や金額、支出先等が確認できないもの
・事業ではなく団体運営にかかる費用
・団体の構成員に対する賃金、報償費、委託料など
・お弁当、お菓子、飲み物などの食糧費や会食にかかる経費など、飲食に関する費用
　ただし、課題解決型（行政提案枠１）については、一定の条件を満たす食材は対象経費にできます
・団体が所有している備品等の不具合を修繕するための費用
・イベント参加者へ配布する記念品や参加賞、景品などの費用
・その他、補助事業に直接関係のない経費や、社会通念上補助すべきでないと認められる経費など、市長が適当でないと認める費用

## 7. 補助金額の算出方法

（１）地域協働型・スタート応援型（一般枠）・課題解決型

次の①、②のうち、少ない方の額を補助額とします。

なお、②により算出した額がマイナスとなる場合は、補助金の額は０円になります。

① 補助対象経費の合計　×　５０％

② 総事業費　－　（他団体からの補助金等　＋　寄付金・協賛金　＋　事業収入）

（２）スタート応援型（学生枠）・テーマ設定型

次の①、②のうち、少ない方の額を補助額とします。

なお、②により算出した額がマイナスとなる場合は、補助金の額は０円になります。

① 補助対象経費の合計　×　１００％

② 総事業費　－　（他団体からの補助金等　＋　寄付金・協賛金　＋　事業収入）

（３）算出方法に関する注意事項（全ての補助の区分で共通です。）

① 算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てます。

② 算出した補助金の額が、各補助金の区分に定める上限額を超える場合は、その上限額が補助金の額となります。

③ 提案事業に係る収入があった場合は、補助金額の算出に影響しますので、いつ、誰から、どのような目的のお金を受け取ったのかを、必ず記録しておいてください。

④ 本補助金の交付後に、提案事業に係る収入があったことが発覚した場合、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

⑤ 交付決定額が補助金の上限となりますので、収支予算を立てるときには綿密に積算してください。

⑥ 交付決定額よりも確定額の方が少なくなった場合、補助金は確定額で支払います。事前に補助金の支払いを受けている場合は差額を返還していただくことになります。

# 8. 事業全体のスケジュール（予定）

【令和３年度】

| | |
|---|---|
| １０月２５日(月)<br>～１２月１７日(金)<br> | 市民活動推進課に事前相談・提案書の提出<br>提案内容や収支予算などの事前相談を行います。<br>相談の結果、内容等について一部見直しをしていただく場合もあります。<br>事前相談及び提案書の提出がない事業は本申請できません。 |
| １月上旬<br> | 一次審査結果通知〈課題解決型（団体提案枠）のみ〉<br>市が協働して取り組むべき事業であるか否かを判断し、お知らせします。協働できないと判断した場合は、次のステップに進めませんのでご了承ください。 |
| １月１１日(火)<br>～１月２８日(金)<br> | 提案内容について担当課と話し合い〈課題解決型のみ〉<br>提案団体と提案内容に関係のある課が、事業の目的、内容、協働の方法等（役割分担など）について話し合います。<br>話し合いには市民活動推進課も同席します。 |
| ２月７日(月)<br>～２月１８日(金)<br> | 提案書（本申請）の提出<br>話し合いの結果、提案書の内容等について一部見直しをしていただく場合もあります。 |
| ３月 24 日(木)<br> | 公開プレゼンテーション<br>青少年女性センターで開催予定。<br>提案内容などのプレゼンテーションを行っていただき、「加古川市協働のまちづくり推進事業提案内容検討会」で評価します。<br>公開プレゼンテーションを欠席された場合は、辞退したものとみなします。 |
| ３月末<br> 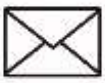 | 採択（二次審査）結果通知<br>事業採択／不採択を決定しお知らせします。 |

【令和４年度】

| | |
|---|---|
| ４月１日(金)～<br> | 交付申請書の提出<br>補助金を交付するための申請をしていただきます。 |
| ４月上旬<br> | 担当課と事業内容の打合せ〈必要に応じて〉・事業実施<br>実施年度の初めに、市の担当課と事業内容の打合せをしてから事業を実施します。 |
| １０月頃 | 中間報告書の提出<br>事業の進捗状況を報告していただきます。 |
| ３月末<br> | 事業完了<br>実績報告書・補助金請求書の提出<br>補助金支払い<br>早くに事業が完了する場合は、完了した時点で提出していただきます。<br>必ず完了から２週間以内に提出してください。 |

## 9. 提案書の提出

【提出期間】　事前相談：令和３年１０月２５日（月）～１２月１７日（金）
話し合い：令和４年１月１１日（火）～１月２８日（金）
本 提 出：令和４年２月７日（月）～２月１８日（金）
※土・日曜日、祝日の休業日を除く。

【提 出 先】　加古川市役所 新館３階 市民活動推進課
TEL：079-427-9764（直通）
９時～17 時　※12 時～13 時を除く。

【提出方法】　直接持参

【提出書類】　① 加古川市協働のまちづくり推進事業提案書
② 提案事業内容（別紙１）
③ 提案事業の収支予算（別紙２）
④ 提案団体の概要（別紙３）（町内会は不要）
⑤ その他資料　・構成員名簿（町内会・民間事業者は不要）
※スタート応援型（学生枠）に応募する団体は、構成員の「学校名」「学年」がわかるように記載してください。
・団体規約（町内会は不要）

### 申請時の注意事項

- 提案書は事業内容を熟知している方が直接持参してください。　※郵送不可
- お越しの際は、事前に日時をご連絡ください。
  事前にご連絡をいただいていない場合は、長時間お待ちいただくことがあります。
- 提案書は返却しませんので、必ず写しをとっておいてください。

# 10. 検討の方法

提案事業ごとに以下の項目について評価します。提案書はこれらの項目を踏まえてご記入ください。

**地域協働型**

① 事業内容が地域の実情に合っていて、地域住民の利益になるか。
② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
④ 継続的に事業に取り組むことや、今後、事業を発展させていくことができるか。
⑤ 他の地域へ波及させたい事業か。

**スタート応援型（一般枠）**

① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
④ 継続的に事業に取り組む計画があるか。
⑤ 補助金に頼らずに事業を継続していくために、自主財源の確保に努めているか。

**スタート応援型（学生枠）**

① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
④ 学生のまちづくり活動として、他の学校や学生へ波及させたい事業か。
⑤ 学生ならではのユニークな視点や自由なアイデアが盛り込まれているか。

**テーマ設定型**

① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 事業が「加古川河川敷を活かした新たな賑わいづくり」の実現のために、より効果的か。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
④ 発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。

**課題解決型（行政提案枠）**

① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 事業が課題解決型で示す各課題の実現のために、より効果的か。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
④ 市と協働することにより、高い相乗効果が期待できるか。

**課題解決型（団体提案枠）**

① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 市と協働することにより、高い相乗効果が期待できるか。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
④ 発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。

※検討会委員が各項目５点、合計２５点満点で評価します。（テーマ設定型・課題解決型については②の得点を２倍）

※委員採点から平均点を算出し、その結果を参考に市が事業ごとの得点（25 点満点）を決定します。

※テーマ設定型・課題解決型で１３点未満、その他の型で１０点未満は自動的に不採択となります。

※事業採択の適否及び補助金交付可能額は予算の範囲内で決定します。事業が採択されない場合や、希望した補助金額に満たない額となる場合もありますので、ご了承ください。

## 11.事業実施にあたっての留意事項

### 領収書は必ず保管してください！

補助対象経費については、実績報告の際に領収書の原本を提出していただきます。

領収書の紛失やもらい忘れなど、実際に支出していても証明するものがない場合は対象にできませんので、取得や保管には十分ご注意ください。

また、領収書などの宛名が記載されていない場合や、団体の正式名称が記載されていない場合、購入したものが領収書から判別できない場合も、対象にできません。領収書を発行してもらえることを事前に確認してから、経費を執行してください。（領収書の発行ができない場合は、事前に市民活動推進課までご相談ください。）

なお、感熱紙は時間が経つと印刷が薄くなり、内容の判別ができなくなることがあります。すぐにコピーを取るなどの対応をしてください。

### 事業費の削減を！

事業に係る経費に関しては、見積り合わせを行い、最安値の事業者と契約するなど、経費の削減に努めてください。

### 印刷物には「令和４年度加古川市協働のまちづくり推進事業補助金助成事業」の記載を忘れずに！

補助事業に関する印刷物（チラシやポスターなど）には、加古川市協働のまちづくり推進事業補助金を活用して実施する事業であることを明示してください。記載がない場合、その印刷物にかかる経費は補助対象外となります。

### 事業の見学に行かせてもらいます！

現地に伺って事業実施の様子を確認させていただくことがありますので、日時や開催場所などの詳細が決まり次第、必ず市民活動推進課へお知らせください。

### 活動状況の記録をお忘れなく！

事業に関する活動はこまめに記録をしてください。（打合せや準備作業なども含む。）

活動日や活動場所、参加人数や内容、活動の様子の記録写真など、事業の中間報告や実績報告などの際に必要になります。

## 12.その他

① 補助金の交付が決定した事業は、団体名や事業内容、交付決定額などを公表します。
また、市ホームページや市民活動推進課フェイスブックを通じて団体や活動を紹介するなど、広報活動を行います。
場合によっては、報道機関へ活動内容の情報提供をさせていただくこともあります。
広報活動を希望する団体は、事業の採択が決定した後にご相談ください。

② 虚偽の申請が判明した場合や、提案内容に大幅な変更が生じた場合など、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

③ 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例および加古川市補助金等交付規則の規定により、補助事業から暴力団等を排除するため、提案書や添付資料等に記載されている情報を兵庫県警察に提供・照会させていただくことがあります。

④ 団体の代表者や事務所の住所など、市への提出内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。
変更事項の報告がなかった場合は、補助金をお支払いができないことがあります。

⑤ 提案事業の採択・不採択に関わらず、提案に係る費用は全て団体の自己負担です。
補助金交付事業を実施しない場合についても同様です。

⑥ 必要に応じて公的機関等へ情報提供をさせていただく場合があります。

⑦ 事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分配慮し、国・県・市のガイドラインを順守してください。

市民活動推進課フェイスブックには、補助金の対象事業や、ウェルピーポイントの紹介記事がたくさん！

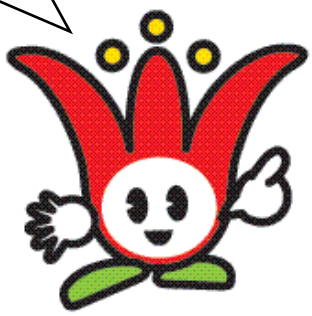

加古川市市民活動推進課　公式 facebook

かこっピ
『かこっピ やるっピ』

ページへのアクセスは
「かこっピ やるっピ」で検索！

https://www.facebook.com/kakoppi.yaruppi/

## 13.よくある質問（Q&A）

●対象団体・対象事業について

Ｑ１．地域の交流サロンを運営する団体を立ち上げたいのですが、対象となりますか？

Ａ１．地域の人が集まって健康づくりのための体操をするなど、茶話会などの親睦以外に課題解決の目的があれば対象となります。

Ｑ２．昨年設立したダンスサークルの公演に費用がかかるのですが、補助金を申請できますか？

Ａ２．サークルや趣味の会が実施する発表会などは対象事業とはなりません。

Ｑ３．一般市民に向けた研究会や勉強会などは対象になりますか？

Ａ３．単に研究会や勉強会を開催するだけでなく、その研究結果などをまちづくりに生かすことが目的であるなど、具体的に活用するところまでを１つの事業とする場合は対象になります。

Ｑ４．提案時点では団体の構成員が５人以上いますが、卒業や引っ越しなどに伴い、事業を実施する年度には団体の構成員が５人未満になります。このような団体も対象となりますか？

Ａ４．団体の構成員が５人未満になることが明らかな場合は対象になりません。ただし、事業実施時にやむを得ない理由で５人未満になった場合は、補助対象とします。なお、団体の構成員について変更が生じた場合は、新たな構成員名簿を提出してください。

Ｑ５．「営利活動を目的としない」団体とはどのような団体のことですか？

Ａ５．事業によって得た利益を、会員等で分配しない団体を指します。よって、事業実施にかかる実費相当の金額を参加者から徴収するなど、適正な受益者負担を求めることや、寄付・クラウドファンディングなどで活動資金を調達することは差し支えありません。

●地域協働型について

Ｑ６．地域協働型の場合、地域団体にＰＴＡは含まれますか？

Ａ６．含まれます。地域団体とは、町内会、老人クラブ、婦人会、少年団、ＰＴＡなど、地域のために地域の人が活動する団体のことをさします。

Ｑ７．地域協働型の場合、各地区の町内会連合会で申請するときも他団体との協働が必要ですか？

Ａ７．各地区の町内会連合会など、町内会の範囲を超えた地域の（複数の）団体で構成されている場合はそれだけで協働で実施することにあたりますので、単独での提案が可能です。

Ｑ８．地域協働型で町内会として提案したいのですが、相手方は同じ町内会内の団体でもいいですか？

Ａ８．小学校のＰＴＡなど、町内会の範囲を超えた地域団体を協働の相手方とすることは可能です。町内会とその町内会内の少年団など、同じ町内会内の団体を協働の相手方とする場合は対象となりません。

Ｑ９．町内会の敬老事業に楽器の演奏団体に来てもらうのは、地域協働型の対象事業になりますか？

Ａ９．市民活動団体を単に出演者としてイベントに呼ぶ事業は、協働で実施する事業にあたらないため補助の対象にはなりません。

Q10．町内会で事業提案をしたいのですが、協働の相手方は民間企業でもいいですか？

A10．かまいません。ただし、違う地域（町外）の社員が含まれている企業であることを条件とし、家族経営など社員が全員同町内会内の住民である場合は対象外とします。

Q11．町内会内の集会所を会場として町内会から提供された場合、地域協働型での提案ができますか？

A11．単に会場として町内会所有の施設を使用することは、地域団体との協働にはあたりません。
それぞれの団体がそれぞれの強みを生かした役割分担をして、連携して取り組む事業の提案をお待ちしています。

Q12．地域のお祭りを２つの町内会の合同で実施したいのですが、地域協働型での提案は可能ですか？

A12．お祭りやお楽しみ会、交流サロンなど、親睦を目的とした事業は対象となりません。
親睦を目的としていない、地域のための事業であれば、複数の町内会で連携して実施する内容について提案は可能です。

## ●スタート応援型について

Q13．新しく開始してから３年間で完結する活動を、スタート応援型で提案できますか？

A13．スタート応援型のうち、一般枠については新たに立ち上げた活動を継続していただくために支援するものです。継続して実施する見込みのない活動については、提案していただくことができません。
ただし、学生枠については、単年度や３年以内で完結する事業に関しても提案いただくことが可能です。

Q14. これまでに３年以上、継続して市民活動を行ってきた団体は提案できませんか？

A14. 新たな活動を開始する場合や、提案事業とする活動を開始して３年未満の場合は提案可能です。

３年未満かどうかは、団体の活動年数ではなく、提案事業の実施年数で判断します。

Q15. 活動拠点を移転して実施する場合は、新たな活動として提案できますか？

A15. 提案できません。ただし、現在の活動を継続したうえで、新たな活動の拠点を増やす場合などは、提案していただくことができます。なお、活動の回数や参加人数を増やす場合は、新たな活動とみなすことができません。

Q16. スタート応援型（学生枠）の要件にある「学生」の範囲はどこまでですか？

A16. 高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の高等課程・専門課程に籍を置く生徒、学生を指します。

なお、学校の所在地や、学生の居住地は問いませんので、加古川市外にある学校に通っている方や、加古川市外に居住している方も対象となります。

## ●テーマ設定型について

Q17. 河川敷でのイベントは、希望した日時に開催することができますか？

A17. 市が事前予約を行いますので、会場を確保しやすくなります。ただし、市の行事や他の団体のイベントと重なった場合など、ご希望に沿えないこともあります。

## ●課題解決型について

Q18. 課題解決型（行政提案枠）の「１．子どもたちに食と居場所を提供する「子ども食堂」の立ち上げ、運営」として提案する場合、食材はどのようなものが対象になりますか？

A18. 子ども食堂で提供する食事に必要なもののうち、調理、加工して使用する食材が対象となります。具体的には、肉、魚、野菜、果物、米や乾物などが想定されます。

お菓子やお弁当などの既製品や飲料など、調理、加工せずにそのまま食卓に提供されるものは対象外となります。

対象経費に計上できるかどうかご不明な場合は事前に用途や献立をご準備いただき、市民活動推進課までご相談ください。

Q19. 課題解決型（団体提案枠）で提案する場合、協働する加古川市の担当課は必須ですか？

A19. 必須です。協働する担当課が不明な場合は、市民活動推進課までご相談ください。

Q20. 市と協働する場合、市の役割分担には具体的にどのようなものがありますか？

A20. 広報協力や情報提供、会場の確保、関係団体の紹介などが考えられます。

## ●対象経費・対象外経費について

Q21. 協働で事業実施する相手方に謝礼を支払う場合、報償費の対象になりますか？

A21. 協働の相手方への報償費は補助の対象となりません。
また、人件費や謝礼の授受を伴う関係は、当補助金の協働の相手方とはみなしません。

Q22. 事業の実施場所に大きな備品や機材を運ぶために軽トラックを借りる必要があります。この経費は補助金の対象になりますか？

A22. レンタカーを借りる目的が、人の移動ではなく物品の運搬の場合、レンタカーの費用は賃借料として対象経費に計上することができます。

Q23. 令和４年４月の事業に使用する印刷物を制作し、令和４年３月に支払いましたが対象となりますか？

A23. 対象となりません。令和４年４月以降の支出分が対象となります。

Q24. 事業にかかった費用で、領収書の代わりに請求書の提出でもいいですか？

A24. いいえ。請求書では支払いをした証明にはなりません。納品書も同様です。

## ●その他

Q25. 団体名義の口座がありません。補助金の受け取りは団体の代表者個人の口座でもいいですか？

A25. 代表者であっても個人口座への振込みはできませんので、団体名義の口座を開設してください。

Q26. 提出書類に団体規約とありますが、民間事業者の場合は何を提出したらいいですか？

A26. 民間事業者の場合は、企業概要などでかまいません。

Q27. 新型コロナウイルス感染症の影響が予測できない中で、事業の提案は可能ですか？

A27. 感染症の拡大が収まらなければ事業を廃止もしくは中断することも想定されますが、やむを得ず実施を断念する場合には、そこまでにかかった経費についても補助の対象になる場合もありますので、積極的にご提案ください。

（参考）

・協働とは

「協働」とは、「市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決や目指すまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと」とします。
なお、市民と行政との協働だけではなく、地域コミュニティ団体と市民活動団体との協働、市民活動団体同士の協働等、多様な主体間の協働も含みます。

・「キョウドウ」の違い

「協働」と意味を取り違えられやすい言葉に、「共同」と「協同」があります。
どの「キョウドウ」も、複数の主体が同じ目的に向かって活動することは共通していますが、各主体の立場や活動内容に違いがあります。

| | 立場 | 活動 | 目的 |
|---|---|---|---|
| 共同 | 同じ | 同じ | 同じ |
| 協同 | 異なる | 同じ | 同じ |
| 協働 | 異なる | 異なる | 同じ |

例：「子どもの見守り」を目的とした協働

「子どもの見守り」という同じ目的に向かって、立場の違う人が自分のできることや得意なことを生かしてそれぞれが異なる活動をしています。